

TH Picks for Welfare

Vol. 15
2025.03

【発行日】 2025年3月1日発行
【発行元】 社・本郷 税理士法人 社会福祉法人部
〒160-0022 東京都新宿区新宿4-1-6 JR新宿ミライナタワー28階
TEL：03-6871-9850【受付時間：9時00分～17時30分（土日・祝日・年末年始除く）】
URL：https://www.ht-tax.or.jp/



2025年1月から経営情報の 報告が義務化されました

「介護サービス事業者の経営情報 データベースシステム」の概要

1. 報告スケジュール

報告の対象となる介護サービス事業者は、毎会計年度終了後3か月以内に経営情報の届出を行う必要があります。ただし、令和6年度内に実施されるべき報告（令和6年3月31日から同年12月31日までに会計年度が終了する報告）に限り、報告期限は令和7年3月31日までとなります。

2. 報告方法

GビズIDにログイン
※GビズIDプライム又はGビズIDメンバーが必要
「GビズIDエントリー」は利用できません

報告内容の登録（必須・任意項目の登録）

登録完了

3. 報告単位

- 介護サービス事業者経営情報の報告は、原則、介護サービス事業所・施設単位で行います。ただし、事業所・施設ごとの会計区分を行っていない場合などのやむを得ない場合については、法人単位で報告すること

としても差し支えないとされています。（「介護保険法第115条の44の2の規定に基づく介護サービス事業者経営情報の調査及び分析等に関する制度に係る実施上の留意事項について」（以下、通知）第2（2））

- 介護サービス事業所の単位とは、指定を受けたサービス種別（「訪問看護サービス事業所」「訪問入浴サービス事業所」等）ごとになります。
- 同一事業所番号であっても、サービス種別が異なる場合は異なる事業所・施設となります。

4. 入力 の 注意 点

- 複数の損益計算書等データの登録を行う場合は、損益計算書のCSVファイル取込又は入力画面からの直接入力です（取込と入力の組合せは不可）。
- 各会計基準・準則ごとの勘定科目に合わせた入力科目が用意されています。
 - ・ 社会福祉法人会計基準
 - ・ 介護老人保健施設会計・経理準則
 - ・ 介護医療院会計・経理準則
 - ・ 病院会計準則
 - ・ 指定老人訪問看護の事業及び指定訪問看護の事業の会計・経理準則
(営利法人やNPO等、上記以外の法人については勘定科目を別途定義)
- 報告内容は収益及び費用の他、任意項目として職種の給与・賞与も報告対象とされています。

「介護サービス情報公表制度」の見直しと 「介護サービス事業者の経営情報データベースシステム」の新設

介護サービス事業者の毎年度の経営状況を把握し、事業者を取り巻く様々な課題について支援策を検討することを目的として、厚生労働省によって『介護サービス事業者の経営情報データベースシステム』が新設されました。これにより、介護事業者は下記の2つの制度に基づく報告が必要となります。

	＼ 報告内容の追加（現行制度） ／ 介護サービス情報公表制度	＼ 新 設 ／ 介護サービス事業者の経営情報データベースシステム
制度趣旨・運用	利用者が介護サービスや事業所・施設を比較・検討して適切に選ぶための情報を都道府県が提供する仕組み。 現在、全国約21万カ所の「介護サービス事業所」の情報が検索・閲覧可能。介護サービス事業者は都道府県に対して報告する。 <pre> graph LR A[社会福祉法人 医療法人 営利法人等] -- 報告 --> B[都道府県] B -- 公表 --> C[国民] </pre>	介護事業者を取りまく様々な課題に対する的確な支援策を検討するため、介護サービス事業者の経営情報を収集し、データベースを整備する。 介護サービス事業者は「介護サービス事業者経営情報データベースシステム」を介し、最終的には国（厚生労働省）に報告する。 <pre> graph LR A[社会福祉法人 医療法人 営利法人等] --> B[(データベース)] B -- 報告・提供 --> C[都道府県] B -- 提供・求め --> D[国] D -- 公表 --> E[国民] </pre>
報告対象	原則、全ての介護サービス事務所又は施設 ※過去1年間で提供を行った介護サービスの対価として支払いを受けた金額が100万円以下のもの等は除外	
報告内容	○ 基本情報及び運営情報 ○ 事業所等の財務状況（報告内容の追加） ※原則、事業活動計算書（損益計算書）、貸借対照表（バランシート）及び資金収支計算書（キャッシュフロー計算書） ○ 一人当たり賃金（報告内容の追加（任意項目））	○ 事業所・施設の名称、基本情報 ○ 事業所・施設ごとの収益及び費用の内容 ○ 職員の職種別人数、職種別の給与（任意項目） ○ その他の事項（介護サービス事業以外の事業の有無等）
報告方法	事業者の財務諸表のPDFファイル等を取込	損益計算書等のCSVファイル取込又は入力画面からの直接入力 ※取込と入力の組合せは不可 ※各会計基準・準則に対応した勘定科目での登録
報告期限	都道府県や政令市によって異なる	会計年度終了後、3か月以内
公表方法	利用者に向けた事業所・施設の財務諸表 ※都道府県に報告した内容(PDF)をそのまま公表 ※原則、介護サービス事業所又は施設単位（拠点単位や法人単位での公表も可能）	国民にわかりやすくなるよう、属性等に応じてグルーピングした分析結果を公表 ※個別の事業所の情報は非公開

参考

経営情報データベースシステムの操作マニュアル、Q&A及び通知については下記HPをご参照ください。
厚生労働省 / 介護サービス事業者経営情報データベースシステム <https://www.mhlw.go.jp/stf/tyousa-bunseki.html>